

愛媛大学未来価値創造機構未来価値創造戦略会議規程

〔令和6年4月1日
規則第21号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学未来価値創造機構規則第7条第2項の規定に基づき、愛媛大学未来価値創造機構未来価値創造戦略会議（以下「戦略会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 戦略会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期的未来における「新たな価値」に関すること。
- (2) 愛媛大学の戦略的運営に資する構想に関すること。
- (3) 未来価値創造機構（以下「機構」という。）の運営に係る重要事項に関すること。
- (4) 機構の教員等の人事に関すること。
- (5) その他機構の管理及び運営に関すること。

(組織等)

第3条 戦略会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 機構IR室長
- (4) 機構の専任教員
- (5) 機構の兼任教員
- (6) 総務部長
- (7) 職員（未来価値創造担当）
- (8) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第8号の委員は、機構長が、当該者の所属する部局等の長の同意を得て推薦し、学長が任命する。

3 第1項第8号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(議長)

第4条 戦略会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、戦略会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を戦略会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 戦略会議に関する事務は、総務部学長室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、戦略会議に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。